

# 島根県報

号外第二〇号

平成十五年三月二十五日

(火曜日)

## 告示

島根県地域総合整備資金貸付要綱の一部改正

(定住企画課)

### 目次

## 告示

### 島根県告示第二百九十七号

島根県地域総合整備資金貸付要綱（平成三年島根県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正する。

平成十五年三月二十五日

島根県知事 澄田信義

第二十三条を第二十六条とし、第二十条から第二十二号までを三條ずつ繰り下げる。

第十九条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、「地域振興民間能力活用事業計画」の下に「又は法令」を加え、同条第五号中「和議開始」を「民事再生手続開始」に改め、同条第十一号中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第二十二号とし、第十五号から第十八号までを三條ずつ繰り下げる。

第十四条第二項中「第九条」を「第十一条」に改め、同条を第十六号とし、同条の次に次の一条を加える。

（事情変更による決定の取消し）

第十七条 知事は、借主が法令に反する等その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、第十四条第一項の規定による貸付決定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定より貸付決定を取り消すに当たって、財団の意見を参考とするものとする。

3 第十五条の規定は、第一項の場合に準用する。

第十三条第二項中「第十一条」を「第十三条」に改め、同条を第十五号とし、第八号から第十二号までを二條ずつ繰り下げる。

第七条中「三年」を「五年」に改め、同条を第九条とし、第六条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（貸付対象期間）

第八条 貸付対象期間は、四年以内とする。

第五条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「地域経済基盤強化対策実施要綱（平成六年自治画第三十号自治事務次官通知）」を「新地域経済基盤強化対策実施要綱（平成九年一月二十日付け自治画第三十号自治事務次官通知）」に改め、同項を同条第五条とし、同条第三項中「過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）」を「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）」に、「前二項」を「第一項及び第二項」に、「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加え、同条を第六号とする。

3 貸付対象事業一件当たりの第四条第二号に規定する費用に対する貸付額は、当該対象事業一件当たりの貸付額の総額の二十パーセント（貸付対象事業が試験研究開発用資産の取得等に係る費用及び当該資産の取得等に伴い必要となる付随費用のみ貸付対象費用とする場合又はソフトウェア開発事業若しくは情報処理・情報サービス事業である場合にあっては、五十パーセント）未満とする。

第四条第一項第三号中「設備投資」を「貸付対象費用」に、「一億円」を「二千五百万円」に改め、同項第四号中「三年」を「五年」に改め、同条第二項第二号中「同条第四項」を「同条第五項」に、「風俗関連営業」を「性風俗関連特殊営業」に改め、同条を第五号とし、第三条の次に次の一条を加える。

（貸付対象費用）

第四条 貸付けの対象となる費用（以下「貸付対象費用」という。）は、次に掲げるものとする。

一 設備の取得等に係る費用

（貸付対象費用）

第四条 貸付けの対象となる費用（以下「貸付対象費用」という。）は、次に掲げるものとする。

一 設備の取得等に係る費用

二 試験研究開発費等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用（人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利、リース料をいう。以下同じ。）  
 附則を附則第一項とし、同項の次に次の一項を加える。  
 2 平成十五年三月三十一日までの間における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六条第一項	二十四億円 三十六億円	二十六億円 四十億円
第六条第四項	「過疎地域」 「特別豪雪地帯」	「過疎地域」、「離島振興対策実施地域」、又は 「特別豪雪地帯」
第六条第五項	二十四億円	二十六億円
	三十六億円	四十億円
	三十億円	三十三億円
	三十六億円	四十億円
	四十五億円	五十億円
第六条第六項	「過疎地域」	「過疎地域」、「離島振興対策実施地域」、又は 「特別豪雪地帯」
	二十四億円	二十六億円
	三十七・五億円	四十一億円
	三十六億円	四十億円
	五十六億円	六十二億円

様式第一号中「(第11条関係)」「を」「(第13条関係)」「を」「設備投資及び」「を」「設備投資及び」に改め、同様式別紙三を次のように改める。

別紙3

設備投資等及び資金調達計画書

(単位：百万円)

年度第 回 年度目案件 貸付団体名

貸付対象事業名		事業者名	
---------	--	------	--

設備投資等内訳	費用区分		支払ベース					耐用年数	備考				
	所要額		年度	年度	年度	年度	年度						
貸付対象事業費	設備の取得等	用地取得費 A											
		計 B											
	付随費用	人件費						—					
		賃借料						—					
		保険料						—					
		固定資産税						—					
		支払金利 リース料						—					
	計 C							—	C/D * 100 = %				
	計 (B+C) D												
	その他	用地取得費						—					
計 E							—						
合計 (D+E) F							—						
資金調達内訳	資金区分		調達額	年度					利率 (%)	貸付期間	据置期間	備考	
				年度	年度	年度	年度	年度					
	貸付対象事業費	地域総合整備資金 G								%			(保証料)
			協調融資							%			
		公的借入金計 H								%			
										%			
										%			
	民間借入金計 I								%				
	計 (H+I) J								%	G/(G+J) * 100 = %			
	その他	借入金計								—	—	—	
自己資金 その他 ( )									—	—	—		
計 K								—	—	—			
合計 (G+J+K) L								—	—	—			
その他	借入金計								—	—	—		
	自己資金 その他 ( )								—	—	—		
計 M								—	—	—			
合計 (L+M) N								—	—	—			

毎週火・金曜日発行

様式第二号中「(第13条関係)」を「(第15条関係)」に改める。  
 様式第三号及び様式第四号中「(第14条関係)」を「(第16条関係)」に改める。  
 様式第五号中「(第15条関係)」を「(第18条関係)」に改める。  
 様式第六号中「(第17条関係)」を「(第20条関係)」とし、「設備投資及び」を「設備投資等及び」に改める。  
 様式第七号中「(第18条関係)」を「(第21条関係)」とし、「設備投資及び」を「設備投資等及び」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成十五年三月二十五日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県地域総合整備資金貸付要綱の規定は、平成十五年三月二十五日以後に貸付けを決定する島根県地域総合整備資金について適用し、同日前に貸付けを決定した島根県地域総合整備資金については、なお従前の例による。

平成十五年三月二十五日印刷  
平成十五年三月二十五日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町松島根県庁  
松江市学園南松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)